

改正

平成19年7月1日

令和3年4月1日

令和4年7月1日

西東京市図書館利用者用インターネット端末設置及び利用要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市図書館（以下「図書館」という。）の利用者の調査研究、教養、レクリエーション等に資するためのレファレンスサービス及び情報提供サービスの一環として、利用者の情報の収集・分析・活用能力の向上を図るため利用者用インターネット端末（以下「端末」という。）を設置し、その利用に当たり必要な事項を定めるものとする。

第2 利用者の範囲

端末の利用者（以下「利用者」という。）は、利用者自身の判断と責任においてインターネット上の情報を選択し、利用することができる。

2 利用者は、有害情報等の閲覧が制限された端末を使用する。

3 小学生以下の者は、保護者の同伴があるとき、又は申込書をもって保護者の同意があるときに限り利用できる。ただし、端末のうち、インターネット上のオンラインデータベースの利用に限定されるデータベース専用端末（以下「DB端末」という。）においては、この限りではない。

第3 利用時間

端末（DB端末を除く。）の利用時間は、1人1回30分までとする。ただし、次の利用者が待機していない場合は、この限りでない。

2 DB端末の利用時間は、1人1回60分までとする。ただし、次の利用者が待機していない場合は、この限りではない。

3 利用者は、端末を利用する日時を指定することはできない。

4 端末は、閉館時間を超えて利用することはできない。

第4 利用料金

端末の利用料金は、無料とする。ただし、データベース等の印刷に要する費用については、西東京市図書館複写サービス取扱い要綱（平成16年9月14日施行）に基づき、別途徴収するものとする。

第5 利用方法

利用者は、図書館が定める利用条件に同意した上で、申込書に必要事項を記入し、西東京市図書館設置条例施行規則（平成13年西東京市教育委員会規則第30号）に定める図書館の利用カード若しくは多摩六都・図書館共通利用カード又は身分証を提示し、指定された端末を使用する。

第6 禁止行為

利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 営利を目的とした利用

(2) 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為

(3) 著作権を侵害する行為

(4) 他人のプライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為

第7 操作の制限

端末の利用は、次の各号に掲げる事項は行ってはならない。

(1) 電子メールの送受信、掲示板への投稿、チャット、ゲーム及びこれに類する発信行為

(2) ワードプロセッサ機能等のネットワークに接続しない状態での使用

(3) 公共の場での閲覧にふさわしくない、アダルトサイト、反社会的なサイト等の有害サイトへのアクセス

(4) ダウンロード、ソフトウェアのインストール、プログラムの改変又は端末の設定の変更

(5) フロッピーディスク、CD-ROM等の記憶媒体の使用

(6) 第1に定める趣旨と異なるオンラインショッピング、オンライン予約等の利用

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育部図書館長（以下「館長」という。）が不適切と認めた利用

第8 利用の中止及び禁止

館長は、第6各号及び第7各号に規定する行為を現に行い、又は行った利用者に対し、直ちに利用を中止させ、又は以後の利用を禁止することができる。

第9 責任

端末の利用において、利用者の行為により西東京市、西東京市教育委員会若しくは図書館又は第三者に損害を与えたときは、当該利用者又はその保護者が責任を負う。

2 西東京市は、利用者が端末を利用することから生じる損害に対して、すべての責任を負わない。

第10 職員

図書館職員は、レファレンスの回答に関する検索及び端末機操作の説明を行う。ただし、代行検索は行わない。

第11 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月14日から施行する。

附 則（平成19年7月1日）

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。